

第5回「福岡市市民公益活動推進審議会」議事録要旨

1. 開催日時

平成19年10月16日（火）15：00～17：00

2. 場 所

福岡市役所15階 第5特別会議室

3. 議 題

- (1) 開 会
- (2) 新委員の紹介
- (3) 共働事業提案制度検討部会について
- (4) 審 議 等
- (5) 閉 会

4. 出席委員

池浦委員、稲杵委員、小塩委員、陶山委員、信友委員、原田委員、藤永委員、森田委員、吉田委員

5. 傍聴者数

なし

6. 議事概要

(会 長) 検討部会での報告をお願いします

(副会長) 検討部会につきましては、7名の委員で7月から4回開催し、今回報告書として取りまとめた。他政令市の制度・NPOの状況・市職員の意識調査の結果を参考に、条例の基本理念である市民公益活動の活性化と共働によるまちづくりを念頭に検討した。制度の流れ・審査方法・アドバイザーの設置等の提案が出された。

(事務局) 資料1の説明。

(会 長) 検討部会ではどのような点が議論となったのか。

(副会長) 応募資格の位置づけ・審査における評価方法・共働促進アドバイザーの設置と関与の時機についての3点です。

(会 長) 資料2について事務局から説明してください。

(事務局) 資料2の説明。

欠席している委員より提言について意見をもらっている。「各校区で自治協議会を中心にそれぞれの地域の課題に積極的に取り組んでいる。公民館などが仲介してNPOと一緒に取り組んでいるところもある。この制度で地域においてもNPOとの共働が理解され、市民主体のまちづくりが進むことが期待できる。」との意見であった。

- (会 長) 共働事業提案制度について意見はあるか。
- (委 員) 対等な関係なのであれば「おわりに」の中の「行政職員の意識が変わる」は、行政職員だけでなく、市民の意識改革の必要性も述べるべきではないのか。
- (会 長) 「行政職員の意識も変わり、市民の意識も変わらなければならない」でいいか。
- (委 員) もう少し具体的に表記したほうがわかりやすいのではないのか。
- (委 員) 市民側も行政を理解していない。お互いに信頼関係を築くべきではないのか。
- (会 長) 初年度は市側が事業提案のテーマを提示するが、市民側からも提案できる。提案権をどちらにも認める。また提案を拒否する権利を双方にあるべきではないのか。それではじめて対等の立場ではないのか。
- (副会長) 双方からテーマを提案するのが望ましいが、事業の円滑な導入という意味で初年度は行政からテーマを提案する。
- (会 長) 提言(案) 8頁の視点で「共働の必要性」ではなく「共働の緊急性」の方がいいのではないのか。共働の緊急性を審査してはどうか。
- (事務局) 検討部会でも議論したが、必要性にはいろいろな意味がある。必要性の中には緊急性も含まれると理解している。
- (委 員) 視点と審査項目の違いはなにか。
- (副会長) 視点は大きな枠で、審査項目は審査委員会が審議して決めるので目安として示している。これに限定しているのではない。
- (会 長) 区単位で審査をするのか。それとも福岡市全体で審査をするのか。
- (事務局) 市全体について審査をします。
- (会 長) 他の意見はありますか。
- (委 員) 応募資格がNPOになっているのであれば、市民は関係ないと思うのではないのか。間口を広げてほしい。またテーマは自由に提示した方がいい。
- (委 員) 私は、間口は広がっていると思う。
- (委 員) 学校は地域との共働で手一杯である。共働促進アドバイザーが重要なのではないのか。やりたいことがあっても動く人がなかなかいない。事例などのアドバイスがあれば方向がみえてくる。そのほうが現実的なのではないか。
- (会 長) 共働促進アドバイザーはいつ立ち上げるのか。
- (副会長) 実際には応募があってからアドバイザーがつく。公募段階でアドバイザーが入ると公平性に欠けるおそれがある。この制度は補助金ではなく、共働事業である。依頼されて一緒にやるのではなく、応分の負担を課して事業としておこなうので、他都市ではあまり実施されていないという点では独自性はあるのではないか。
- (委 員) NPOに限定すると地域はそっぽ向くのではないか。
- (会 長) 自治協議会が提案者になることは想定しているのか。
- (副会長) していない。全市を対象としている事業なのでNPOを対象としている。

- (委員) 活動内容の提案によってかわってくる。事業によっては地元の協力が必要だとしても自治協は参加しない。
- (副会長) 応募資格で最初はNPO法人に限定していたが、最終的にはNPO法人に準ずる団体にした。
- (会長) 個人は対象になるのか。
- (副会長) 個人は当然対象外。
- (委員) 個人でアイデアがある場合はNPO法人に持ち込むしかないのか。
- (事務局) 実際にアイデアを持った人が事業を実施することとしている。NPOのアイデアとして市と一緒に事業を実施することのできるのは、団体に限定している。
- (委員) 質問ですが、パトロールカーを設置して地域で組織をたちあげたものはNPOに準じた団体となるのか。
- (副会長) なります。
- (委員) この制度が違うのは負担金であるということ。助成金ではない。負担金をもらって収益事業は可能なのか。負担金がなくても任せられる主体的な事業という感じを持っている。
- (事務局) 制度設計でつめていくことになるが、提言には具体的には書いていない。NPO側も負担をするというのは応分の負担をして一緒に事業をして一緒に成果を共有するという考えに基づいている。NPOの財政状況・基盤を把握している。配慮も当然必要だと考える。
- (会長) 初回のイメージで固まってしまうのではないかと。助成事業ではないということを出してはどうか。
- (事務局) 自治協の活動は提案にはならない。市全体のモデル事業となるような提案があれば審査員が選考してもらおう。1地域の防犯活動であれば該当しない。モデル効果のあるもの。社会課題に関わるような行政が取り組むべきものを市民の視点で提案していただくというものを想定している。補助金とは違う募集になる。個人と市が共働することはできないので、必ず団体が責任もって実現できるかどうか審査のポイントになる。提案した人が実現できる。
- (会長) 制度としてはわかりやすいが、市民が関心をもって活用するものになるかどうか問題。
- (委員) 例を示したほうがわかりやすいのではないかと。
- (会長) 部会では提案してくるNPOを想定して議論したのか。
- (副会長) 想定している。既存の仕組みを持つ自治連合会の応募は想定するべきではない。複数団体での提案は可能。自治連合会を入れると選別が大変難しくなるのではないかと。審査自体が大変になる。
- (会長) 運用する段階での話になるので参考にしてほしい。
- (事務局) 制度設計をする中で参考にさせていただきます。

- (会 長) 運用に対する工夫が必要。環境整備できめ細かい配慮が必要。
- (委 員) 上手なPRが必要。
- (委 員) 審査の視点は「共働の有効性」にして審査項目に「共働に必要性・緊急性」と入れてはどうか。
- (副会長) 部会でも議論した。協議の結果、2つの視点にわけた。審査項目であれば有効性もみる。
- (委 員) 有効性は事業効果と同じではないのか。
- (副会長) 審査委員会がこの視点を基に審査要綱を作るので、部会では大きな枠組みにしておこうと判断した。
- (事務局) 大きな概念は必要性。必要性の中に緊急性・有効性があるのでは。
- (会 長) 部会の文言でいきましょう。行政がやるべき提案はどこで審査するのか。
- (副会長) 第1次審査で全て審査します。審査員の中に市職員も含まれています。共働の必要性で審査します。
- (会 長) NPO活動の見本市の報告をしてください。
- (事務局) 資料3の報告。提案制度の導入も含めて市民公益活動の活性化の施策について意見をうかがいたい。
- (会 長) 参加されたNPOからの感想はどのようなものがあるのか。
- (事務局) 市民に向けてのアピールとしていい機会だった。団体どうしのつながりがうまれた。
- (会 長) 交じり合うことの成果ですね。質問や要望はありますか。参加団体は自然に集まったのか。行政が組織を通じて募集したのか。
- (事務局) 団体の募集をした。
- (会 長) どういうメディアを使ったのか。
- (事務局) 「あすみん」の交流会などで知らせた。お願いしたのではなく、自然に集まった。
- (事務局) 運営も「あすみん」のボランティアにたくさん集まっていた。参加団体にも喜んでいただいた。
- (事務局) 福岡県・経済振興局と一緒にできたので相乗効果で成功したと考えている。継続するためには工夫が必要だと考える。
- (会 長) 職員もボランティアとして参加したのか。
- (事務局) ボランティアというより自主的に来た職員もいたようだ。
- (委 員) いろいろなところで市のイベントに市民が関わってきている感じがする。是非うまく機能してほしい。アドバイザーは重要である。
- (委 員) 学校では保護者とボランティアでお願いすることが多いが、直接できない部分を制度で実現できたらありがたい。
- (委 員) ライオンズクラブなども青少年の育成をやっている。環境整備にも力を入れている。障害者も公益活動に取り入れる必要がある。

- (副会長) 継続できる制度にしてほしい。フェスティバルのような形で活動をPRすることも必要である。
- (委員) NPOをどのように行政は支援すれば良いか考えている。障害者・子どもの分野などでもNPOもたくさんでてきている。このような中で提案制度を続けるような制度にしたい。
- (会長) 今日の意見をもとに、「はじめに」・「おわりに」の文言については事務局で修正して報告して下さい。

7. 提言(案)について

本日の意見をもとに事務局で提言(案)を修正し、会長、副会長に承認を得て決定することとした。

以上